

## 発達障害のある学生への支援 —九州工業大学での修学支援に関する実践から—

九州工業大学 学生総合支援室 下田 学

Kyushu Institute of Technology

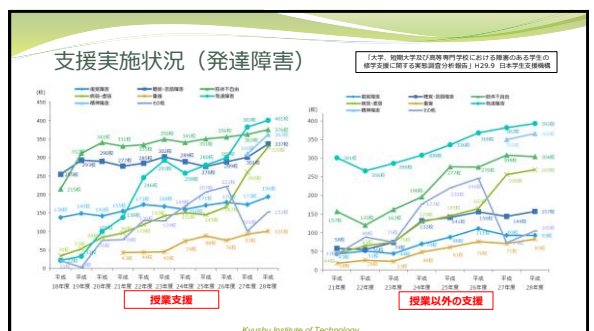
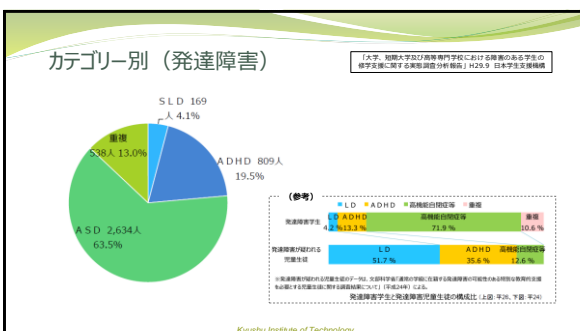
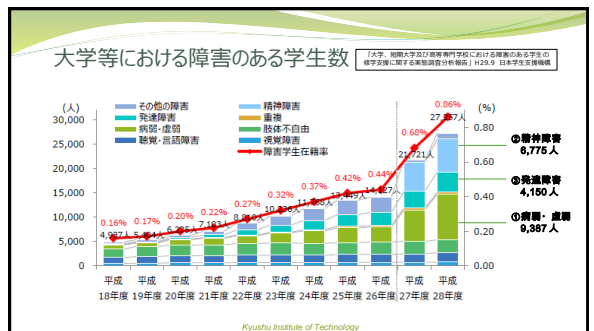
### 報告内容

- 発達障害のある学生の状況
- 本学の学生支援体制について
- 新たな修学支援体制づくり
- 今後の課題と展望

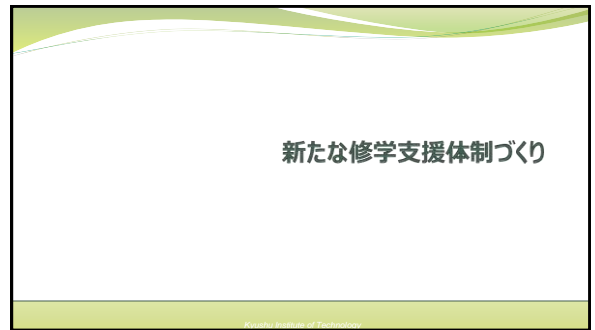
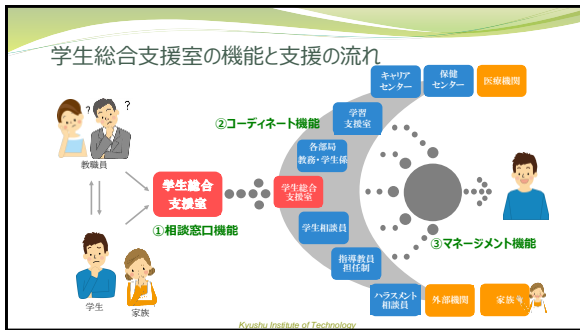
Kyushu Institute of Technology

## 発達障害のある学生の状況

Kyushu Institute of Technology







### 障害者差別解消法

「障害者学生支援について」文部科学省 平成26年度 特別支援センター

障害者差別解消法による差別的取扱いの禁止に関する法律 障害者差別解消法②

障害者差別解消法による義務及び努力義務について

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第3条1項)	義務 (第4条2項)	義務 (第6条1項)	所掌する分野について法定義務 (第1条1項)
地方公共団体	義務 (第5条1項)	義務 (第4条2項)	努力義務 (第6条2項)	—
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第4条2項)	義務 (第6条1項)	(第1)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第4条3項)	—	対応指針100の対象

＜留意を要する差別的取扱いの禁止に関する基本方針＞平成26年3月24日閣議決定「附」  
 本方針が用いて、国が自費助成の受入及び受入者等に対しては、当該国等の職員に用いて行うための対応要領を、主要大臣において、主要大臣に用いて行われるための対応要領を作成することにおいて、地方公共団体及び公益企業等の外閣府等と協働して取り組むことにおいて、地方公共団体の職員、対応要領の作成は、義務的であることが望まれる。

※合理的配慮とは、障害者学生が、学業上、教育活動に備わる職員の対応に関する内容は、支給が望まれる対応は、教育活動の内容を要することと見なされる。

15

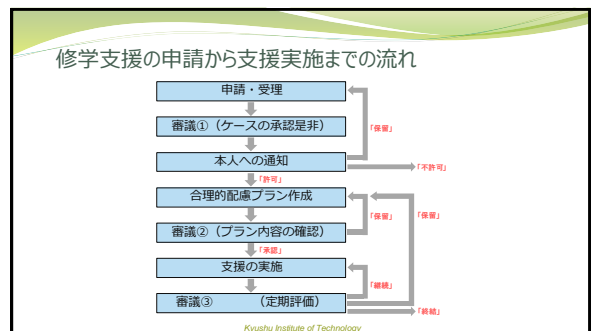
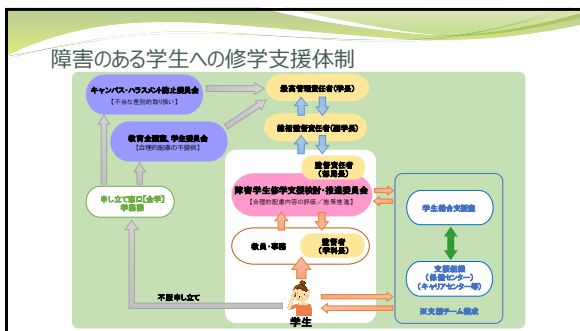
### 本学の職員対応要領

九州工業大学における障がい者学生の合理的配慮を推進するための職員対応要領に関する様式

目的・定義

- 目的
- 定義
- 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする差別の解消に資する推進体制
- 監督者の責務
- 合理的配慮の提供
- 不当な差別的取扱いの禁止
- 相談体制の整備
- 修学支援及び紛争防止のための体制
- 不服申し立て
- 職員への研修・啓発
- 懲戒処分等

Kyushu Institute of Technology



## 合理的配慮の検討から決定までの視点

- 実態**：「学生の状況や思い」「大学ポリシーと現場の実態」  
**意識**：学生の希望を中心に、修学の**本質**を考える  
**取組**：大学としてケースを捉える（手続き、**責任**の所在）  
 ：現場レベルにおいて学生や家族との協議（**建設的対話**）  
 ：**合意**によるプラン作成と大学による承認  
**結果**：適切な**合理的配慮**につながる

Kyushu Institute of Technology

## 今後の課題と展望

## 実践に対する振り返り

## 修学支援体制作りにおいて

- プロセスを重視し、合意形成を図る体制をつくることができた（キーワード：アクセス、リンク、プロセス）
- 第三者的な立ち位置で評価する人材や組織の介入に至っていない

## 実際の修学支援において

- 現時点では学生のニーズを充足する形となっている
- 評価においてダブルスタンダードが生じた

Kyushu Institute of Technology

## 今後の課題と取組み

- ◆支援レポートリーの強化
- ◆LDの特徴をもつ学生への対応
- ◆意思表示がない学生のサポート
- ◆家庭、教育機関、関係機関との連携強化
- ◆入学前相談の充実
- ◆就職準備、就職活動への支援
- ◆教育の本質を維持した評価方法の検討（指標づくり）

Kyushu Institute of Technology